

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由）

総括表

氏名	年 月 日生	男 女								
住 所										
①障害名（部位を明記）										
②原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災 自然災害・疾病・先天性・その他（ ）									
③疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場 所								
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）										
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日										
⑤総合所見（身体障害者障害程度等級表に掲載されている障害程度を記入してください。）										
[将来再認定：要（重度化・軽度化）・不要] [再認定の時期 年 月]										
⑥その他参考となる合併症状										
上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日										
病院又は診療所の名称	所 在 地	電 話 （ ）								
診 療 担 当 科 名	科 医 師 氏 名	印								
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する ・ 該当しない（ 級相当）										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>肢体不自由</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 肢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下 肢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体 幹</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	肢体不自由	等級	上 肢		下 肢		体 幹	
肢体不自由	等級									
上 肢										
下 肢										
体 幹										
<p>* 下肢と体幹が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと。</p>										
<p>注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、福島県社会福祉審議会から改めて別紙所見の部分について、お問い合わせする場合があります。</p>										

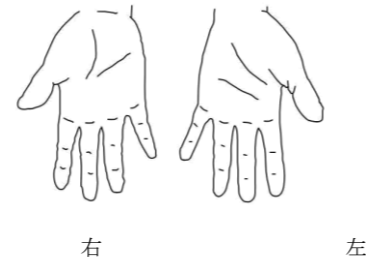
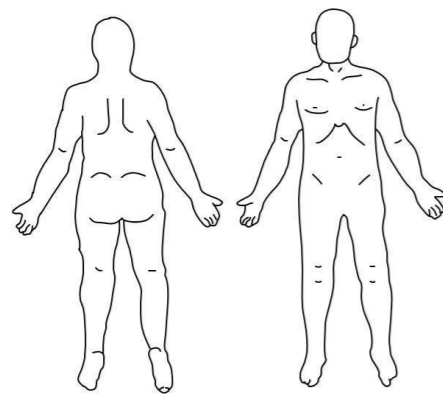
－ 関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT） －

肢体不自由の状況及び所見（全葉2枚中1枚目）

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見
（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入すること）

1. 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形態異常：なし・あり

参考図示



	右	左
上肢長 c m		
下肢長 c m		
上腕周径 c m		
前腕周径 c m		
大腿周径 c m		
下腿周径 c m		
握力 k g		

× 変形 切離断 感覚障害 運動障害
(注) 関係ない部分は記入しない

動作・活動 自立-○ 半介助-△ 全介助又は不能-×、() の中のものを使うときはそれに○を付けること。

寝返りする。		ブラッシュで歯を磨く（自助具）	右	左
座る（正座、あぐら、横座り、足を投げ出す）		顔を洗いタオルで拭く		
椅子に腰掛ける		タオルを絞る		
立つ （手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		背中を洗う		
家の中の移動 （壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		二階まで階段を上って下りる （手すり、つえ、松葉づえ）		
洋式便器に座る		屋外の移動（家の周辺程度）		
排泄の後始末をする		（つえ、松葉づえ、車いす）		
(箸で) 食事をする（スプーン、自助具）	右	公共の乗り物を利用する		
	左	坐位保持可能時間（背もたれあり・なし）	約	分
コップで水を飲む	右	立位保持可能時間（つえ、	右	約
	左	松葉づえ、義肢、補装具）	左	約
シャツを着て脱ぐ		両	分	
ズボンをはいて脱ぐ（自助具）		歩行可能距離（つえ、松葉づえ、義肢、補装具）		
ものを持ち上げる	右：正常・可能（5kg、10kg）以内可能、不可能	不能・100m未満・1km未満・2km未満		
	左：正常・可能（5kg、10kg）以内可能、不可能			

- 注1. 身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。
2. 片麻痺の場合は患側の評価を記入してください。

肢体不自由の状況及び所見（全葉2枚中2枚目）

【この表は必要な部分を記入すること。】

筋力テスト	関節可動域	筋力テスト	筋力テスト	関節可動域	筋力テスト
↓	↓	↓	↓	↓	↓
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 ()		() 左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 前屈		後屈 ()		() 左屈	
右	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸屈 ()		左	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 屈曲		伸屈 ()		() 伸屈	
() 外転		内転 ()		() 内転	
() 外旋		内旋 ()		() 内旋	
() 屈曲		伸屈 ()		() 伸屈	
() 回外		回内 ()		() 回内	
() 掌屈		背屈 ()		() 背屈	
右	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	母 伸屈 ()		左	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 屈曲		母 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		示 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		中 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		環 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		小 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		母 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		示 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		中 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		環 伸屈 ()		() 伸屈	
() 屈曲		小 伸屈 ()		() 伸屈	
右	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸屈 ()		左	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 屈曲		伸屈 ()		() 伸屈	
() 外転		内転 ()		() 内転	
() 外旋		内旋 ()		() 内旋	
() 屈曲		伸屈 ()		() 伸屈	
() 底屈		背屈 ()		() 背屈	

- 注：
1. 関節可動域は、他動的に可動域を原則とする。
 2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示方法とする。
 3. 関節可動域の図示は、←→のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線（S）を引く。
 4. 筋力については、表（ ）内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減（筋力0.1.2該当）
△印は、筋力半減（筋力3該当）
○印は、筋力正常又はやや減（筋力4.5該当）
 5. （PIP）の項母指は（IP）を指す。
 6. DIPその他手指の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
 7. 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動は、この部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 伸展 屈曲 (△)

備考